

港長公示第 4-26 号

港長公示第 4-6 号（令和 4 年 3 月 25 日）による「京浜港川崎区第 2 区東扇島沖における航泊の禁止について」は、令和 4 年 8 月 25 日午前零時をもって、これを解除する。

令和 4 年 8 月 17 日

京 浜 港 長（公印省略）